islink WiMAX2+サービス　重要事項説明

第 1 版

平成 26 年 09 月 01 日

光コミュニケーションズ株式会社

本書面は islink WiMAX2+サービスをご利用いただく際に注意が必要な重要事項を説明するものです。
ご契約になる内容を十分にご理解頂いたうえでお申込み下さい。

■ ご契約にあたって

1. お客様とサービス提供元の光コミュニケーションズとの、ご契約となります。
2. 最新の「islink WiMAX2+ 契約約款」については、当社 WEB サイトにてご確認ください。
（URL：http://wimax-islink.com/）
3. 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、お申し込みください。
4. ご契約内容(名義・住所・連絡先等)に虚偽があった場合、クレジット会社の与信が有効でない場合等、
当社独自の審査基準により、お申し込みをお断りする場合があります。

■ お支払関連

【料金プランについて】

islink WiMAX2+_ベーシックプラン

項目	料金※1
基本使用料	4,092 円/月（税抜）(※2)
事務手数料	3,000 円（税抜）
端末代金	0 円（税抜）
最低利用期間	ご契約月の翌月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月(※3)

islink WiMAX2+_バリュープラン

項目	料金※1
基本使用料	3,300 円/月（税抜）(※2)
事務手数料	3,000 円（税抜）
端末代金	9,500 円（税抜）
最低利用期間	ご契約月の翌月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月(※3)

※1 記載の料金は全て税抜となります。料金発生月の法定税率が加算されます。

※2 ご契約月（お申込みのご連絡があった月）の翌月を 1 ヵ月目とする 25 ヵ月目（以下「移行月」といいます。）の 20 日までに
当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思がない場合には、更に 2 年間を契約期間とし、自動更新となります。
尚、移行月の 1 日から 20 日までになされた解約については、契約解除料が発生しないものとします。

※3 ご契約月の翌月を 1 ヵ月目とする 24 ヵ月目を越えるご利用が本プランの適用条件となります。
移行月の 1 日から 20 日以外に契約を解除される場合は、【契約解除料について】に定める契約解除料が発生します。

【おトク割について】

別途定めるWiMAX2機器のご購入と同時に、契約期間の設定されたislink WiMAX2+を選択して新たにご加入いただいた場合、毎月の料金を割引します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します

プラン名	islink WiMAX2+割引額	割引期間
islink WiMAX2+_ベーシックプラン	500円/月(税抜)	ご契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目
islink WiMAX2+_バリュープラン	500円/月(税抜)	ご契約月の翌月を1ヵ月目とする24ヵ月目

【LTEオプション料について】

ハイスピードプラスエリアモードで接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。

利用料	登録料
1,005円/月(税抜)※	無料

※月の途中でのご加入またはご解約の場合であっても、LTEオプション料は日割となりません。

【インターネット接続サービスについて】

1. 電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。
   ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。
2. ネットワークの保守メンテナンス等により、本サービスがご利用いただけない場合があります。
3. ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末等により通信速度が異なります。

■ ご契約とご利用について

【契約事務手数料について】

新規ご加入に際して、契約事務手数料3,000円(税抜)がかかります。

初回のご利用料金と併せてご請求させて頂きます。

【申込内容その他変更手続き】

1. 機種変更、解約、一時休止のお手続きはislinkサポートセンター(0120-976-209)にて受付します。
2. 料金プラン、その他の割引サービス、オプションサービスの追加/変更/廃止など、契約内容を変更されるお手続きはislinkサポートセンター(0120-976-209)にて受付致します。
   この場合、毎月20日までに当社にご連絡頂いたものについては、当該月の末日に利用契約に解約が上がったものとします。

【契約解除料について】

契約を解除される場合は、下記表に定める契約解除料が発生します。

islink WiMAX2+_ベーシックプラン／islink WiMAX2+_バリュープラン

区分		料金額（税抜）
契約解除料	ご契約月～12ヵ月目	22,800円（税抜）
	13ヵ月目～24ヵ月目	16,800円（税抜）
	26ヵ月目以降	9,500円（税抜）

※ご契約の翌月を1ヵ月目とします。

【料金/サービスの適用日】

1. 月の途中でご加入された場合は、基本使用料は満額請求となります。日割計算はいたしません。
2. 月の途中で解約された場合は、基本使用料は満額請求となります。日割計算はいたしません。

【ユニバーサルサービス料について】

1電話番号（ご契約の1回線）あたり月額3円（税抜）をご負担頂きます。日割計算はいたしません。

【サービスエリア】

1. 当社ホームページ等に掲載のauエリア/WiMAX2+エリアマップをご確認下さい。
2. トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご使用になれません。
   また、高地・高層ビルやマンション等の高層階、および電波状態の悪い所ではご使用になれないことがあります。

【通信速度の制限】

1. ネットワークの混雑回避のために以下に該当するお客様の通信速度を制限させていただきます。

条件	通信制限	規制対象時間
直近3日間に1GB以上のご利用があったお客様	128kbps	終日
毎月1日より積算した合計通信量が7GBを超過したお客様		翌月1日より順次

2. LTEでは通信量が同月内で7GBを超えた場合は同月末まで通信速度を最大128kbpsに制限させていただきます。
3. 通信速度の制限は、翌月1日に順次解除させていただきます。
4. サービス品質維持及び設備保護のため、24時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。

【通信モードについて】

以下 3 つのモードを選択いただけます。（対応モードは端末の仕様により異なる場合があります。）

	利用方式		
	WiMAX 方式	WiMAX2+方式	LTE 方式
ノーリミットモード	●		
ハイスピードモード	●	●	
ハイスピードプラスエリアモード		●	●

【au IC カードについて】

1. au IC カードの所有権は当社に帰属します。
2. 紛失・破損などによる au IC カードの再発行は 2,000 円（税抜）かかります。

【利用の制限】

1. 契約時には必ずご連絡のつく電話番号をご登録下さい。
   なお、当社より連絡させて頂くことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は
   回線停止となることがあります。
2. 下記の一部通信機器についてはネットワークへの接続制限を行う場合があります。

①販売店での窃盗（盗難）や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された通信機器
②代金債務（立替払等に係わる債務を含む）の履行がなされていない通信機器
③本人確認書類偽造や申込書の記載内容に虚偽の申告が含まれている等、不正な契約により入手された通信機器

【個人情報の利用目的について】

1. 「当社」は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守致します。詳細は、ホームページのプライバシーポリシーをご参照ください。
   URL：http://wimax-islink.com /
2. 届け出ていただいた契約者の個人情報については、以下の目的に利用いたします。

(1) ご利用料金(ご請求・お支払等)に関する業務
(2) 契約審査等に関する業務
(3) 通信機器等の販売に関する業務
(4) お客様相談対応に関する業務
(5) アフターサービスに関する業務
(6) オプションサービス追加・変更に関する業務
(7) サービス休止に関する業務
(8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
(9) アンケート調査に関する業務
(10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
(11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務

（12） サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
（13） 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
（14） その他、契約約款等に定める目的

■ 料金のお支払について

【料金のお支払について】

1. お支払い方法は、クレジットカードによるお支払のみとなります。
2. ご利用料金のお支払いが可能なクレジットカード会社は、
   ホームページをご参照ください。URL：http://wimax-islink.com /

【料金のご請求について】

1. 本サービスの料金は、毎月 1 日から月末までのご利用分を、翌月にご請求させていただきます。
2. 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、年 14.6%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中のサービス利用料等の料金につきましては、請求させていただきます。
3. ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(本サービス 以外も含みます。)のうち、
   いずれかについて料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただくことがあります。

【請求書/領収書等について】

紙面による請求書/領収書の発行はいたしません。

■ データ通信機器の発送について

1. お支払決裁の確定後に弊社よりデータ通信機器を発送いたします。
   （年末年始および当社指定定休日はこの限りではありません。）
2. データ通信機器は、お支払決裁の確定後 1 週間程度でお客様のお手元に到着します。
   （配送業者の状況により前後することがあります。）
3. データ通信機器発送の際、弊社にてデータ通信機器の利用開始の登録を実施します。
4. 到着日時の指定は承っておりません。ご不在の場合は不在伝票にて対応となります。
5. 必ず確実に発送物を受領できるご住所・ご連絡先をご登録ください。
6. お客様にて発送物を受領できず、再発送となった場合の送料はお客様負担となります。
7. 長期のご不在や発送先の誤り等で、弊社まで発送物が戻った場合でも、所定のサービスご利用料金は発生します。
   また、ご連絡がとれない場合などはご解約とさせていただく場合もございます。
   （解約となった場合、通常のご解約と同じ扱いとなり、解約手数料の対象となります。）

■ 初期不良について

1. データ通信機器について初期不良の可能性がある場合、弊社窓口まで早急にご連絡ください。
   弊社で初期不良が確認できたデータ通信機器につきましては、良品と交換させていただきます。
2. 早急に弊社窓口までご連絡いただけない場合、初期不良を前提とした機器の交換対応はできない場合があります。
   （通常の故障機器と同様、修理対応となります。）

3. 初期不良によるデータ通信機器の交換となった場合、所定の窓口までデータ通信機器をご送付いただきます。お送りいただく際の送料はお客様負担となります。
4. 初期不良によりデータ通信機器が交換となった場合において、サービスの利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。

■ データ通信機器の故障について

1. 故障によりデータ通信機器が修理または交換となった場合、所定の窓口までデータ通信機器をご送付いただきます。発送にかかる費用につきましてはお客様負担となります。
また、データ通信機器故障修理については有償となります
2. データ通信機器が修理または交換となった場合において、サービスのご利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。

■ お申込みの取消(キャンセル・返品)について

1. 当サービスへお申し込みいただき、回線の開通手続きが完了した後の取消(キャンセル・返品)はいかなる場合におきましても一切お受けできませんのでご了承ください。取消(キャンセル・返品)をご希望の場合には、当サービスをご解約いただく必要があり、ご解約に当たっては所定の料金※1が発生いたしますのでご注意ください。
※解約時に発生する所定の料金は「ご契約とご利用について:契約解除料について」をご確認ください。
2. お申し込みいただき、回線の開通手続きが完了した後、サービスをご利用になるエリアが提供エリア外であった場合も、サービスのキャンセル・返品はできません。

■　クーリング・オフについて

「本サービスは、クーリング・オフ適用外のサービスとなります」

■　その他

1. 本サービス内容は予告なく変更することがあります。
2. 記載している金額は税抜です。実際のご請求額は個々の税抜金額の合計から税額を算出するため、
   個々の税込金額の合計とは異なりますのでご注意下さい。
   また、税込金額については、1 円未満切り捨てて表記しております。

■　サービス提供会社・お問合せ先

株式会社光コミュニケーションズ

islink サポートセンター

フリーダイヤル:0120-976-209

受付時間:10:00～18:00(GW・お盆・年末年始を除く)

ホームページアドレス:URL:http://wimax-islink.com/support.html

islink WiMAX2+ 契約約款

第 1 章 総則

第1条 ■約款の適用

光コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この islink WiMAX2+サービス契約約款(以下「本約款」といいます。)により islink WiMAX2+サービスを提供します。

第2条 ■約款の変更

当社は、本約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。) 第 22 条の 2 の 2 第 5 項第 3 号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

第3条 ■約款の掲示

当社は、本約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社の指定するホームページに掲示します。

第4条 ■用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、islink WiMAX2+サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX 基地局設備	無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 49 条の 28 に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
11 UQ 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
12 islink WiMAX2+サービス	UQ 通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と islink WiMAX2+契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの

13 契約者回線	無線基地局設備と islink WiMAX2+契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
14 WiMAX 回線	WiMAX 基地局設備との間に設定される契約者回線
15 利用契約	本約款に基づき当社から islink WiMAX2+サービスの提供を受ける資格を得るための契約
16 islink WiMAX2+契約者	当社と利用契約を締結している者
17 MAC アドレス	WiMAX 機器ごとに定められている固有の番号
18 認証情報	islink WiMAX2+サービスの提供に際して islink WiMAX2+契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器の認証に使用するもの
19 料金月	1 の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
20 セッション	当社の電気通信設備において WiMAX 機器に係る IP アドレスの割り当てを維持している状態
21 WiMAX サービス	当社の WiMAX 基地局設備を用いて当社又は他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
22 消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 利用契約

第5条 ■利用契約の単位

当社は、利用契約に係る 1 の申込みごとに 1 の利用契約を締結します。この場合、islink WiMAX2+契約者は、1 の利用契約につき 1 人に限ります。

第6条 ■利用契約申込みの方法

利用契約の申込みをするときは、当社所定の方法により行うものとします。 また、WEB エントリー(当社所定の WEB サイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。) により利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信をもって申込みとみなして取り扱います。

第7条 ■利用契約申込みの承諾

1. 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

    1. 利用契約の申込みをした者が islink WiMAX2+サービス若しくはその他当社提供サービスに係る料金その他の債務(本約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
    2. 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
    3. 利用契約の申込みをした者の年齢が満 18 歳未満であるとき(満 17 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。)。

4. 利用契約の申込みをした者が、第 22 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、islink WiMAX2+サービスの利用を停止されたことがある又は islink WiMAX2+サービス若しくはその他当社提供サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
5. 第 48 条(利用に係る islink WiMAX2+契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
6. その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第8条 ■最低利用期間

利用契約には、その契約に基づいて当社が WiMAX 回線の提供に係る UQ 通信網の設定を完了した日(以下「提供開始日」といいます。)から起算して 24 ヶ月間の最低利用期間があります。

第9条 ■WiMAX 回線の追加

islink WiMAX2+契約者は、追加で新たに WiMAX 回線の提供を受けようとするときは、利用契約の申込みを行っていただきます。

第10条■islink WiMAX2+契約者の氏名等の変更の届出

1. islink WiMAX2+契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。 以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかに islink サポートセンターに電話にて届出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. islink WiMAX2+契約者は、第 1 項の届出を怠ったことにより、当社がその islink WiMAX2+契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその islink WiMAX2+契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
4. islink WiMAX2+契約者が事実に反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
5. 前 2 項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、本約款の規定により islink WiMAX2+契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第11条■利用契約に基づく権利の譲渡の禁止

islink WiMAX2+契約者が利用契約に基づいて islink WiMAX2+サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第12条■islink WiMAX2+契約者の地位の承継

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により islink WiMAX2+契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、islink サポートセンターに電話にて届け出ていただき、当社の指示に従い手続きを行なうものとします。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
4. islink WiMAX2+契約者は、第 1 項の届出を怠った場合には、第 10 条(islink WiMAX2+契約者の氏名等の変更の届出)第 3 項から第 6 項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第13条■islink WiMAX2+契約者が行う利用契約の解除

islink WiMAX2+契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社 HP に定める手順に従い、当社の指定する窓口にご連絡いただきます。この場合、毎月 20 日までに当社にご連絡いただいたものについては当該月の末日に利用契約に解約があったものとします。

第14条■当社が行う利用契約の解除

1. 当社は、第 22 条(利用停止)の規定により islink WiMAX2+サービスの利用を停止された islink WiMAX2+契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、islink WiMAX2+契約者が第 22 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、islink WiMAX2+サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、islink WiMAX2+契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。
4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ islink WiMAX2+契約者にそのことを通知します。

第 3 章　無線機器の利用

第15条■WiMAX 機器登録の請求

1. islink WiMAX2+契約者は、その WiMAX 回線に WiMAX 機器(当社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及び islink WiMAX2+サービスの WiMAX 回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、その MAC アドレスの登録(以下「WiMAX 機器登録」といいます。)の請求をしていただきます。
2. 当社は、次の WiMAX 機器について、前項の請求を拒むことができるものとします。

    1. その接続が別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」といいます。)に適合しないもの。
    2. その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するもの。
    3. その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。
    4. 前項の規定によるほか、islink WiMAX2+契約者は、次のいずれかに該当するときは、その WiMAX 機器登録を行うことができません。
    5. 1 の利用契約について WiMAX 機器登録の数が同時に 2 以上となるとき。
    6. その MAC アドレスがいずれかの WiMAX サービスに係る契約に基づき登録されているものであるとき(その登録を第三者が行っているときを含みます)。

第16条■WiMAX 機器登録の廃止

当社は、次のいずれかに該当するときは、その WiMAX 機器登録を廃止します。

1. 利用契約の解除があったとき。
2. islink WiMAX2+契約者から廃止の請求があったとき。
3. その他当社が必要と判断したとき。

第17条■WiMAX 機器への認証情報の書込み

当社は、WiMAX 機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、その WiMAX 機器に WiMAX 基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、その WiMAX 機器への認証情報の書込みを行うものとします。ただし、その WiMAX 機器が WiMAX 基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りでありません。

第18条■WiMAX 機器に異常がある場合等の検査

1. 当社は、WiMAX 機器登録されている WiMAX 機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、islink WiMAX2+契約者に、その WiMAX 機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、islink WiMAX2+契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 当社は、第 1 項の検査を行った結果、WiMAX 機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その WiMAX 機器登録を廃止します。

第19条■WiMAX 機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

1. islink WiMAX2+契約者は、WiMAX 機器登録されている WiMAX 機器について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その WiMAX 機器の使用を停止して、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、islink WiMAX2+契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. 当社は、前項の検査等の結果、WiMAX 機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その WiMAX 機器登録を廃止します。

第20条■WiMAX 機器の電波法に基づく検査

前条に規定する検査のほか、WiMAX 機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第 4 章 利用中止及び利用停止

第21条■利用中止

当社は、次の場合には、islink WiMAX2+サービスの利用を中止することがあります。

1. 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
2. 第 25 条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
3. 当社は、前項の規定により islink WiMAX2+サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその islink WiMAX2+契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第22条■利用停止

1. 当社は、islink WiMAX2+契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間(islink WiMAX2+サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社に支払われるまでの間、第 3 号又は第 4 号の規定に該当するときは、当社が islink WiMAX2+契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを

当社が指定する islink サポートセンターに提出していただくまでの間)､その islink WiMAX2+サービスの利用を停止することがあります。

1. 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社指定の支払方法以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)。
2. islink WiMAX2+サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
3. 第 10 条(islink WiMAX2+契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
4. islink WiMAX2+契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の islink WiMAX2+サービスに係る料金その他の債務又は islink WiMAX2+契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
5. islink WiMAX2+契約者がその islink WiMAX2+サービス又は当社と契約を締結している他の islink WiMAX2+サービスの利用において第 48 条(利用に係る islink WiMAX2+契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
6. 第 18 条(WiMAX 機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
7. 第 19 条(WiMAX 機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第 20 条(WiMAX 機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
8. 第 37 条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

2. 当社は、前項の規定により islink WiMAX2+サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその islink WiMAX2+契約者に通知します。 ただし、前項第 5 号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

第 5 章 通信

第23条■インターネット接続サービスの利用

1. islink WiMAX2+契約者は、インターネット接続サービス(islink WiMAX2+サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
3. ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

第24条■通信の条件

1. 当社は、islink WiMAX2+サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。 ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3. islink WiMAX2+サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。 ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
4. islink WiMAX2+サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. islink WiMAX2+契約者は、1 の利用契約において、同時に 2 以上の WiMAX 機器による通信を行うことはできません。
6. 当社は、1 の無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符合を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
7. 電波状況等により、islink WiMAX2+サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第25条■通信利用の制限

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 3 の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第 25 条の 2　　当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

1. ＷｉＭＡＸ通信について、1 の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。
2. ＣＤＭＡ通信について、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、そのＣＤＭＡ回線を用いて行われた通信が提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他のＣＤＭＡ回

線に対する提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量が増加する時間帯において、そのＣＤＭＡ回線に係る通信の帯域を制限すること。

3. ＣＤＭＡ通信について、１料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）が５，３６８，７０９，１２０バイト（５ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのＣＤＭＡ回線に係る通信の伝送速度を最高１２８Ｋｂｉｔ／ｓに制限すること。
4. ＷｉＭＡＸ２＋通信及びＬＴＥ通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのＷｉＭＡＸ２＋回線及びＬＴＥ回線に係る通信の帯域を制限すること。
5. ＷｉＭＡＸ２＋通信及びＬＴＥ通信について、１料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含み、ＷｉＭＡＸ２＋通信とＬＴＥ通信の双方の情報量を合算したものとします。）が７，５１６，１９２，７６８バイト（７ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのＷｉＭＡＸ２＋回線及びＬＴＥ回線に係る通信の伝送速度を最高１２８Ｋｂｉｔ／ｓに制限すること（以下「ＷｉＭＡＸ２＋総量規制」といいます。）。
6. 当日を含まない直近 3 日間の WiMAX 2+方式および LTE 方式の合計通信量が 1GByte 以上となった場合、各方式の通信速度は以下の通りとなります。WiMAX 2+方式 : 2015 年 4 月以降、通信の混雑状況に応じて通信速度を終日制限することがあります。LTE 方式 : 通信の混雑状況に応じて通信速度を終日制限します。
7. 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がＵＱ通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

第 25 条の 3　当社は、前２条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断したＷｉＭＡＸ２＋機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第 25 条の 4　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第 6 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

第26条■料金及び工事に関する費用

islink WiMAX2+サービスの料金は、料金表第 1 表(islink WiMAX2+サービスに関する料金)に規定するサービス利用料、契約解除料、事務手数料、手続きに関する料金とします。
2　islink WiMAX2+サービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事費）に規定する工事費とします。

第 2 節 料金等の支払義務

第27条■サービス利用料の支払義務

1. islink WiMAX2+契約者は、その利用契約に係る提供開始日から起算して利用契約の解除があった日(以下「提供終了日」といいます。)までの期間について、料金表第 1 表第 1(サービス利用料)に規定するサービス利用料の支払いを要します。ただし、本約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により islink WiMAX2+サービスを利用することができない状態が生じたときのサービス利用料の支払いは、次によります。

    1. islink WiMAX2+契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中のサービス利用料の支払いを要します。
    2. islink WiMAX2+契約者は、利用停止があったときは、その期間中のサービス利用料の支払いを要します。
    3. 前 2 号の規定によるほか、islink WiMAX2+契約者は、次の場合を除き、islink WiMAX2+サービスを利用できなかった期間中のサービス利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
islink WiMAX2+契約者の責めによらない理由によりその利用契約に係る全ての WiMAX 回線を全く利用できない状態(その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するサービス利用料

当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第28条■契約解除料の支払義務

islink WiMAX2+契約者は、当社規定期間中に利用契約の解除があったときは、料金表第 1 表第 2(契約解除料)に規定する契約解除料の支払いを要します。

第29条■手続きに関する料金の支払義務

islink WiMAX2+契約者は、islink WiMAX2+サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第30条■工事費の支払義務

islink WiMAX2+契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。 ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、islink WiMAX2+契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第 3 節 料金等の計算及び支払い

第31条■料金の計算方法等

1. 当社は、islink WiMAX2+契約者がその利用契約に基づき支払う料金のうち、サービス利用料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、本約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
3. 料金の計算は、料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。

第32条■料金等の請求

当社は、当社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

第33条■料金等の支払い

1. islink WiMAX2+契約者の利用契約に係る料金等の支払い方法はクレジットカード払いによるものとします。
2. islink WiMAX2+契約者は、islink WiMAX2+契約者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

第34条■消費税相当額の加算

本約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。 なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税別額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

第35条■料金等の臨時減免

1. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
2. 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第36条■期限の利益喪失

1. 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、islink WiMAX2+契約者は、本約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
    1. islink WiMAX2+契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
    2. islink WiMAX2+契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
    3. islink WiMAX2+契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
    4. islink WiMAX2+契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
    5. islink WiMAX2+契約者の所在が不明であるとき。
    6. islink WiMAX2+契約者が預託金を預け入れないとき。
    7. その他 islink WiMAX2+契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
2. islink WiMAX2+契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに islink サポートセンターに通知していただきます。

第 4 節 預託金

第37条■預託金

islink WiMAX2+契約者は、次の場合には、islink WiMAX2+サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

1. 利用契約の申込みの承諾を受けたとき。
2. 第 22 条(利用停止)第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
3. 預託金の額は、1 利用契約あたり 10 万円以内で当社が別に定める額とします。
4. 預託金については、無利息とします。
5. 当社は、その利用契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
6. 当社は、預託金を返還する場合に、islink WiMAX2+契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第 5 節 割増金及び延滞利息

第38条■割増金

islink WiMAX2+契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第39条■延滞利息

islink WiMAX2+契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 6 節 端数処理

第40条■端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第 7 章 保守

第41条■当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するように維持します。

第42条■islink WiMAX2+契約者の維持責任

1. islink WiMAX2+契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定のほか、islink WiMAX2+契約者は、無線機器を無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう維持していただきます。

第43条■islink WiMAX2+契約者の切分責任

islink WiMAX2+契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

第44条■修理又は復旧

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。 ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第 8 章 損害賠償

第45条■責任の制限

1. 当社は、利用契約に基づき islink WiMAX2+サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その利用契約に係る全ての WiMAX 回線が全く利用できない状態(その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その islink WiMAX2+契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、その利用契約に係る全ての WiMAX 回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその islink WiMAX2+サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
    1. 料金表第 1 表第 1(サービス利用料)に規定する料金
3. 当社は、islink WiMAX2+サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

第46条■免責

1. 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
2. 当社は、islink WiMAX2+サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、islink WiMAX2+契約者が使用若しくは所有している無線機器(その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。)の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第 9 章 雑則

第47条■承諾の限界

当社は、islink WiMAX2+契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。 ただし、本約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第48条■利用に係る islink WiMAX2+契約者の義務

1. islink WiMAX2+契約者は、次のことを守っていただきます。

1. WiMAX 機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。 ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は WiMAX 機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
2. 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
3. 当社が WiMAX 機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
4. 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で islink WiMAX2+サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記 4 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
5. 位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2. islink WiMAX2+契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第49条■他の電気通信事業者への通知

islink WiMAX2+契約者は、第 13 条(islink WiMAX2+契約者が行う利用契約の解除)又は第 14 条(当社が行う利用契約の解除)の規定に基づき利用契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記 5 に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(islink WiMAX2+契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第50条■islink WiMAX2+契約者に係る情報の利用

当社は、islink WiMAX2+契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲(islink WiMAX2+契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。 なお、islink WiMAX2+サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第51条■検査等のための WiMAX 機器の持込み

islink WiMAX2+契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

1. 第 15 条(WiMAX 機器登録の請求)から第 20 条(WiMAX 機器の電波法に基づく検査)の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
2. その他当社が必要と認めるとき。

第52条■合意管轄裁判所

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第53条■準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 1 表 islink WiMAX2+サービスに関する料金

第1 サービス利用料

1　適用

サービス利用料の適用については、第 27 条（サービス利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

サービス利用料等の適用	
(1) サービス利用料の料金種別の選択	ア　サービス利用料には、islink WiMAX2+サービスの種類に応じて、次の料金種別があります。 WiMAX2+サービスに係るもの サービス利用料の料金種別 islink WiMAX2+_バリュープラン islink WiMAX2+_ベーシックプラン イ　islink WiMAX2+契約者は、通常料金契約の申込みに際して、サービス利用料の料金種別を選択していただきます。 ウ　islink WiMAX2+契約者は、サービス利用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。 エ　当社は、ウの申込みがあった場合は、次のとおり取り扱います。 ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りでありません。 WiMAX2+サービスに係るサービス利用料の料金種別の変更については、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別によるサービス利用料を適用します。

(2)islinkWiMAX2+の取扱い

ア　islink WiMAX2+は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（サービス利用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。

区分	適用月数
islink WiMAX2+_バリュープラン	24料金月
islink WiMAX2+_ベーシックプラン	

イ　当社は、islink WiMAX2+、について、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。

ウ　islink WiMAX2+契約者は、islink WiMAX2+の適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定める契約解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りでありません。

（ア）プラン解除料

区分	料金額
	税抜額
契約解除料	9,500円

（イ）適用除外要件

①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。

②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。

(3)契約解除料に関する特約の適用	ア　契約解除料に関する特約（以下「プラン特約」といいます。）とは、islink WiMAX2 +契約者の選択により、(2)の規定にかかわらず、次に定める契約解除料を適用することをいいます。

(1)islink WiMAX2+_バリュープラン、islink WiMAX2+_ベーシックプランに係るもの

1 通常料金契約ごとに

区分		料金額 税抜額
契約解除料	12ヵ月以内	22,800円
	13〜24ヵ月以内	16,800円
	25ヵ月目（更新月）	0円
	26ヵ月以降	9,500円

備考　プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（サービス利用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。

イ　プラン特約は、初回の満了月が経過した時点にその適用を廃止するものとします。

ウ　当社は、プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この約款において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。

第1 料金額

islink WiMAX2+サービスに係るもの

islink WiMAX2+　おトク割の適用

別途定めるWiMAX2+機器のご購入と同時に、契約期間の設定されたislink WiMAX2+を選択して新たにご加入いただいた場合、毎月の料金を割引します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します。

1 通常料金契約ごとに月額

区分	料金額（税抜）
islink WiMAX2+_バリュープラン	3,300円
おトク割	-500円
islink WiMAX2+_バリュープラン 割引適用後	2,800円

1 通常料金契約ごとに月額

区分	料金額（税抜）
islink WiMAX2+_ベーシックプラン	4,092円
おトク割	-500円
islink WiMAX2+_ベーシックプラン 割引適用後	3,592円

第2　契約解除料

1通常料金契約ごとに月額

区分		料金額
		税抜額
islink WiMAX2+_バリュープラン	12ヵ月以内	22,800円
	13～24ヵ月以内	16,800円
	25ヵ月目（更新月）	0円
	26ヵ月以降	9,500円
islink WiMAX2+_ベーシックプラン	12ヵ月以内	22,800円
	13～24ヵ月以内	16,800円
	25ヵ月目（更新月）	0円
	26ヵ月以降	9,500円

第3　ＬＴＥオプション料

1通常料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
LTEオプション料	1,005円

※月の途中でのご加入またはご解約の場合であっても、LTEオプション料の日割り計算は行いません。

第4　ユニバーサルサービス料

1通常料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税込額（税抜額）
ユニバーサル料	3円（3円）

第5　手続きに関する料金

1　適用　手続きに関する料金の適用については、第29条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします

手続きに関する料金の適用		
(1)手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	区分	内容
	登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	UIM カード 再発行手数料	UIM カードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2　料金額

区分	単位	料金額 税抜額
登録料	1通常料金契約ごとに	3,000円
UIMカード再発行手数	1枚ごとに	2,000円

第2表　工事費

区分	料金額
工事費	別に算定する実費

別記

1. 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)
技術的条件	—

2. 債権譲渡先となる料金回収会社

料金回収会社　ライフカード株式会社

3. 新聞社等の基準

区分	基準
(1)新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
(2)放送事業者等	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和 47 年法律第 114 号)第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3)通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

4. インターネット接続サービスの利用における禁止行為

①当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
②他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
③他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
④他人になりすまして各種サービスを利用する行為
⑤他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
⑥他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
⑦他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
⑧猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
⑨無限連鎖講(ネズミ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為
⑩インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
⑪有害なコンピューターープログラム等を送信し、又は掲載する行為
⑫売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
⑬他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
⑭犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
⑮その他法令に違反する行為
⑯(1)から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5.　契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社ＮＴＴドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム、株式会社ウィルコム沖縄、イー・アクセス株式会社、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、ＵＱコミュニケーションズ株式会社、株式会社ラネット、株式会社サジェスタム、株式会社ヤマダ電機、株式会社ノジマ、楽天イー・モバイル株式会社及び日本通信株式会社

【実施時期】

本約款は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。
制定日：平成 26 年 9 月 1 日

端末安心サポート規約

第１章　総則

第1条　■用語の定義

islink WiMAX2+端末安心サポート規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
本規約	islink WiMAX2+端末安心サポート規約をいいます。
当社	光コミュニケーションズ株式会社をいいます。
端末機器	「islink WiMAX2+」回線の利用にかかる端末機器で、「islink WiMAX2+」申し込みに伴い、当社より販売されたルータをいいます。
本サービス	当社提供サービスである「islink WiMAX2+」の利用を条件に、当社が提供する端末機器に対する保証サービスをいいます。
当社会員	本サービスへの入会申込手続を完了し、当社が本サービスへの入会を承諾した者で、かつ会員としての資格を喪失していない者をいいます。当社会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

第2条　■本規約の適用

1. 本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。
2. 当社は、運営上必要と判断した場合、当社会員の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更する場合は、当社の指定するホームページに掲載します。変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第3条　■譲渡禁止

当社会員は、本サービスの会員としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条　■本サービスの提供条件

1. 本サービスは、「islink WiMAX2+」の契約者回線毎に提供します。
2. 本サービスは、「islink WiMAX2+」を申込時にのみ同時に入会申込することができます。「islink WiMAX2+」の申込時以外に入会申込をすることはできません。
3. 当社会員が個人の場合には、1つの契約者回線において、本サービスへ複数加入することはできません。
4. 本サービスの提供対象は、端末機器に限ります。
5. 入会後、一度退会した場合、再入会することはできません。

第5条　■本サービスへの入会

1. 当社会員になろうとする者は、本規約に同意のうえ、当社の指定する方法に従い、本サービスを申し込むものとします。
2. 当社は、当社会員になろうとする者から本サービスへの入会申込があったときは、以下の各号の条件を満たさない場合、本規約に反するため本サービスの提供ができない場合、またはその

申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本サービスへの入会を承諾するものとし、本サービスへの入会申込みをした方は、お申込みした当日から、当社会員の資格を取得するものとします。

（1）「islink WiMAX2+」若しくはその他当社提供サービスに係る料金その他の債務（本規約に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(2) 前条に基づく申し込み内容に不備があるとき。
(3) 申込みをした者の年齢が満 18 歳未満であるとき（満 17 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます)。
(4) 申込みをした者が、「islink WiMAX2+」の利用を停止されたことがある又は「islink WiMAX2+」若しくはその他当社提供サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第6条　■変更の届出

1. 当社会員は、連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は通知連絡等の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに islink サポートセンターに電話にて届け出るものとします。
2. 第 1 項の届出が無かったことで当社会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第7条　■当社会員が行なう退会手続

1. 当社会員が本サービスの退会を希望する場合は、islink サポートセンターに当社所定の手続により届け出るものとし、手続が完了した時点で本サービスを退会し、当社会員の資格を喪失するものとします。
2. 当社会員が、islink WiMAX2+端末安心サポートを解約する場合、islink WiMAX2+端末安心サポートを解約後に保証サービスを受けることはできないものとさせて頂いておりますので予めご了承下さい。

第8条　■当社が行う退会手続

1. 当社は、当社会員が本サービスの月額料金その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は当社会員に対しなんらの催告等を要せず、当社会員を退会させることができるものとします。
2. 当社会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、当社は、当社会員に対し会員としての資格を喪失させることができるものとします。
（1）入会時に虚偽の申告をした場合
（2）本規約のいずれかの規定に違反した場合
（3）月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合
（4）本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
（5）住所変更等の届出を怠る等、当社会員の責めに帰すべき事由により当社会員の居所が不明となり、または当社が当社会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
（6）不正な行為があった場合
（7）当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
（8）その他、当社が当社会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
（9）本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
（10）当社会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

(11) 当社会員に本サービスを提供する際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合

3. 前各号の場合、当社は、当該当社会員に対し、即時に本サービスの利用を停止させて頂くことがあるものとします。また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。
4. 当社会員は、第 1 項、第 2 項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。

第9条 ■本サービスの適用期間

本サービスの適用期間は、本サービスへの入会の申込みを受け当社がそれを承認した日から退会の日もしくは「islink WiMAX2+」の利用契約の終了日までとします。

第10条■月額料金

本サービスの月額料金は、当社会員の入会申込月から生じるものとし、安心サポートの場合は、1 契約毎に月額 500 円とします。

第11条■月額料金のお支払い

1. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書において定める方法により、「islink WiMAX2+」の利用料金と合算してお支払い頂きます。なお、お支払いはクレジットカードにて行います。
2. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書において定める日までに支払うものとします。なお、当社会員が個人の場合にはクレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 当社は、当社会員が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
4. 月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの入会・退会があった場合でも、当該請求月の月額料金は全額お支払い頂きます。

第12条■消費税相当額の加算

第 10 条、第 11 条の規定により当社会員に支払って頂く金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます）を加算した額とします。

第13条■遅延利息

当社会員は、月額料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、その支払期日を経過してもなお、お支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年 14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

第14条■本サービスの提供義務の免責

当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。

1. 当社会員が月額料金その他の債務のお支払いを現に怠っている場合
2. 天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合

第15条■個人情報

当社（本サービスの販売店を含む）は本サービスにおいて知り得た当社会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理 者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、当社がホームページ上に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第２章 本サービス内容

第16条■保証の対象範囲

当社が本サービスにおいて保証する対象は、当社に登録された当社会員が使用する端末機器とします。

第17条■保証の詳細

当社は、本サービスの適用期間中に当社会員の使用する端末機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合に、会員に対し次の保証サービスを提供いたします。

事由	保障内容
(1)取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。
(2)その他故障・破損によって弊社が修理を認めた場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。

第18条■保証サービスの適用対象外となる場合

1. 当社会員の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
2. 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
3. 使用による劣化や色落ち等
4. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被害（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)。
5. 公的機関による差押え、没収等に起因する被害
6. その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

第19条■保証を受ける際の手続

1. 当社会員は、第 17 条に定めた事由が発生した場合は、islink サポートセンターに連絡の後、端末機器及び製品保証書を当社指定の郵送先に郵送頂くものとします。なお、郵送にかかる費用は当社会員が負担するものとします。
2. 修理後若しくは交換用の端末機器の郵送にかかる費用は当社にて負担するものとします。

上記内容につきましてのお問い合わせ先は、
islink サポートセンター
URL：http://www.wimax-islink.com/support.html
フリーアクセス：0120-976-209（携帯・PHS からもご利用いただけます。）
受付時間：10:00～18:00（GW・お盆・年末年始を除く）